Ⅰ 下水道事業の現状

1. 経営戦略策定及び改定の背景と目的

(1)公営企業の更なる経営改革の推進

我が国においては、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中にあって、各公営企業が将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくことが強く求められています。

そのためには、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用による「見える化」とする現状分析に基づき、経営戦略の策定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るとともに、これらについて、より適確に取り組むために更なる経営改革を推進することが不可欠となっています。

図1　公営企業における更なる経営改革の推進について

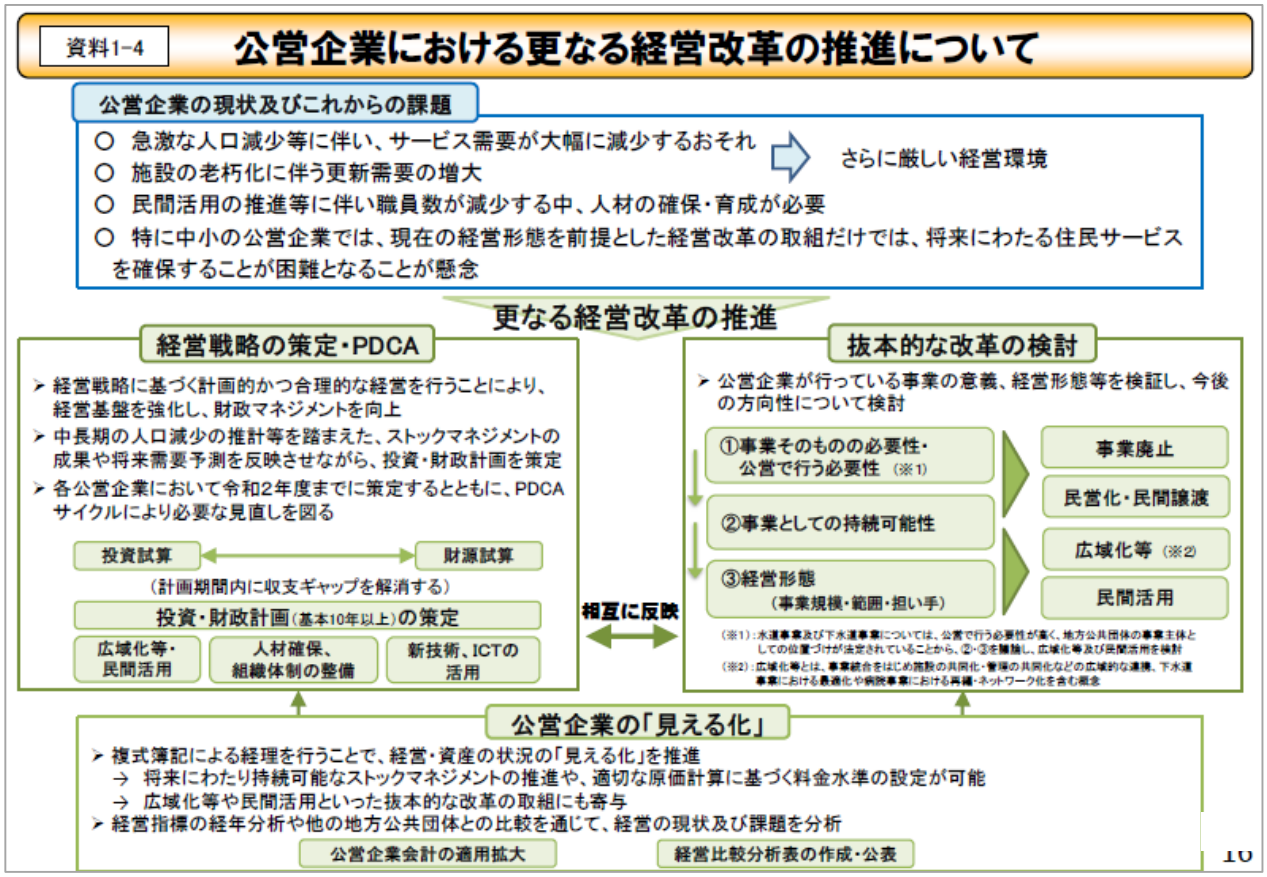

※出典:総務省「令和5年度の公営企業関係主要施策に関する留意事項について」

(2)国が求める経営戦略の策定及び改定の指針

公営企業は、使用料収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくことが大前提となっています。しかしながら、サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う使用料収入の減少等により、公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しつつあります。このため、公営企業の経営環境の変化に適切に対応し、そのあり方について絶えず検討を行うことが不可欠となっています。

すなわち経営環境が厳しさを増す中にあっても、事業、サービスの提供を安定的に継続できるよう中長期的な視点に立った経営を行い、徹底した効率化、経営健全化に取り組むことが必要となっています。これらの課題や現状に対して、総務省は公営企業の中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を企業ごとに策定し、それに基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を実現していくことが必要となります。

このため国は、公営企業に係る経営戦略については、平成28(2016)年度から令和2(2020)年度までに策定を行い、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までに改定することを求めています。また、総務省はこれまでに経営戦略の策定について、平成31(2019)年3月、令和4(2022)年1月の2回、ガイドライン及びマニュアルを変更しています。

図2　公営企業の「経営戦略」の策定・改定の推進について

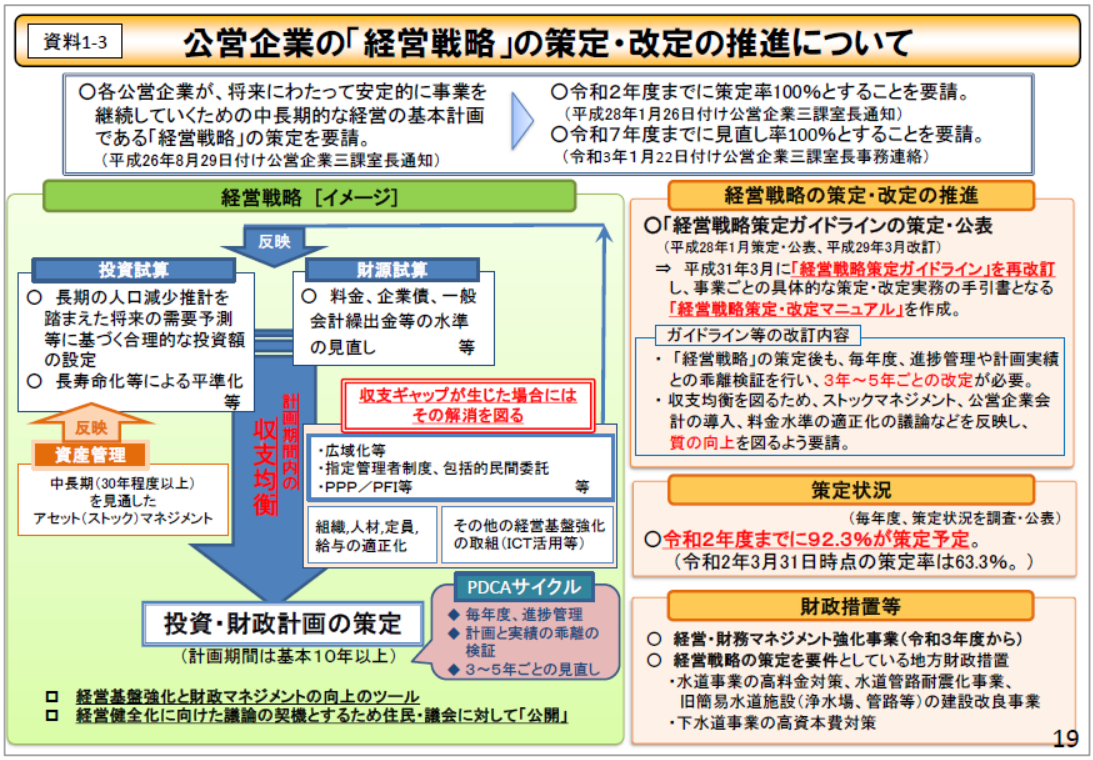

※出典：総務省「令和3年度の公営企業関係主要施策に関する留意事項について」

(3)経営戦略の要旨

本経営戦略では、下水道資産の現状分析を基にした長期的な需要の見通しや更新等の投資計画を策定します。また、需要の見通しや投資計画において経営の悪化が想定される場合には、使用料改定等の検討を行い、今後、事業が安定的に継続できるかの見通しを示します。そのため、中長期の「投資・財政計画」を策定します。

「投資・財政計画」の策定に当たっては、「投資試算」及び「財源試算」による将来予測が求められます。この計画は、現時点で反映可能な経営健全化や財源確保に係る取組を踏まえて試算を行います。その上で、将来の使用料収入の減少・更新需要の増大を見据えた使用料水準の適正化、更なる民間活用を反映した投資のあり方の見直し等を複合的に検討し、具体的なシミュレーションを構築して今後の経営方針を作成します。

図3　経営戦略の策定の流れ

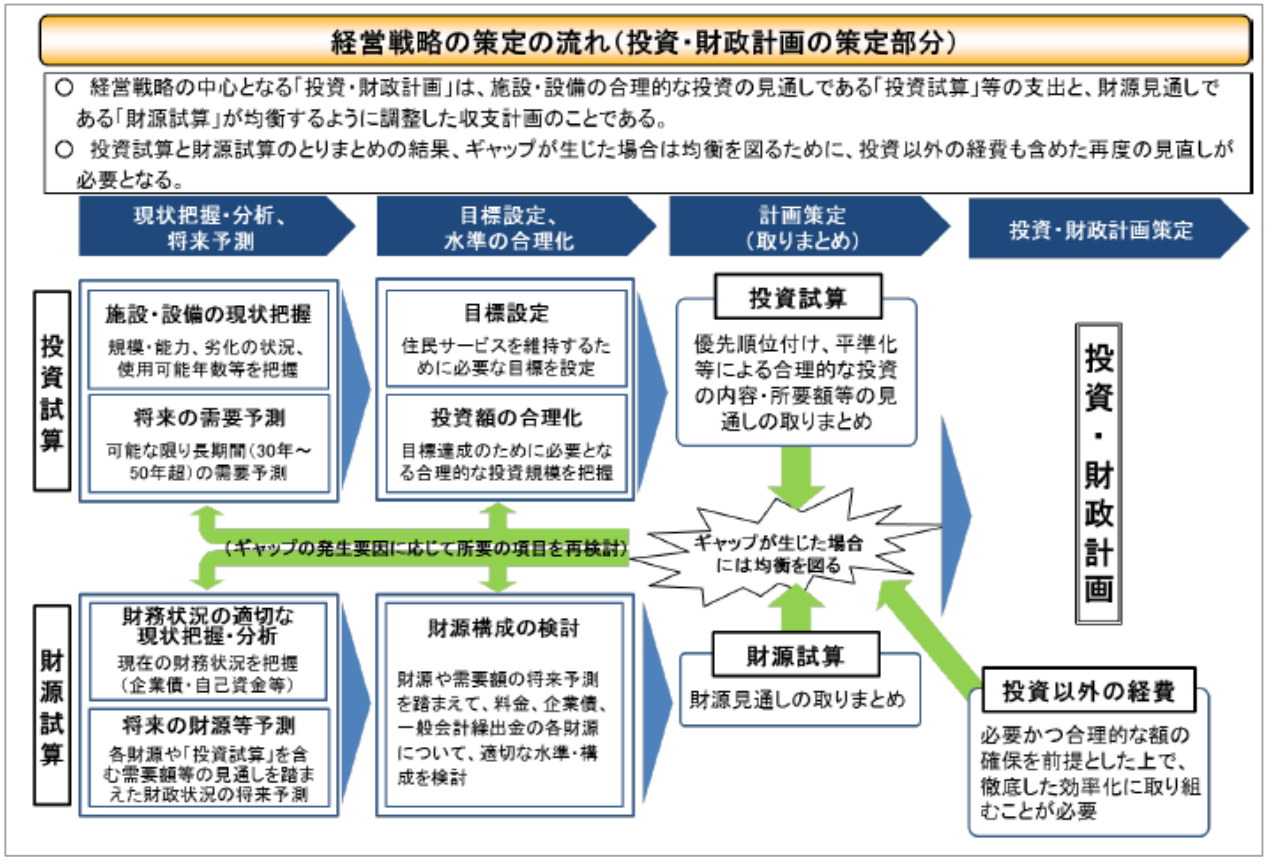

※出典：総務省「経営戦略策定・改定マニュアル」より抜粋

2. 本戦略の対象となる事業の現況

(1)対象となる事業概要

本戦略における対象はあきる野市公共下水道事業です。

本市の公共下水道事業は、昭和60(1985)年4月1日以後、多摩川流域下水道秋川処理区関連の公共下水道として、東京都下水道局による多摩川流域下水道に合わせて整備を進め、平成4(1992)年11月16日に八王子水再生センター(旧八王子処理場)の運転開始とともに供用を開始しました。多摩地域の下水道は、計画区域の約8割を流域下水道区域が占めており、流域下水道幹線や水再生センターなどの基幹施設は東京都が、各家庭から流域下水道幹線までの施設は市町村が設置・管理しています。

本市では、平成13(2001)年度末に市街化区域の整備がほぼ完了し、平成14(2002)年度からは引き続き市街化調整区域の整備を行っています。

表1　あきる野市下水道事業の概要

項目	詳細
事業	公共下水道事業
供用開始	平成4年11月16日
法適・非適用区分	法適用　◇令和2年4月1日法適用済
処理区域内人口密度＊1	55.09人／ha
流域下水道等への接続の有無	有り　◇多摩川流域下水道
処理区数	1
処理場数	無し　◇八王子水再生センターへ編入のため
広域化・共同化・最適化実施状況	有り　◇広域化＊2　共同化＊3

＊1処理区域内人口密度は令和5(2023)年度決算統計に基づく算出となります。

＊2広域化:多摩川流域下水道に接続

＊3共同化:使用料の徴収を東京都水道局に委託。また、下水道事業の業務の一部(工事・設計業務、維持管理業務、下水道台帳システム整備)を(公財)東京都都市づくり公社に委託しています。

図4　現在の下水道整備区域(あきる野市近郊図)

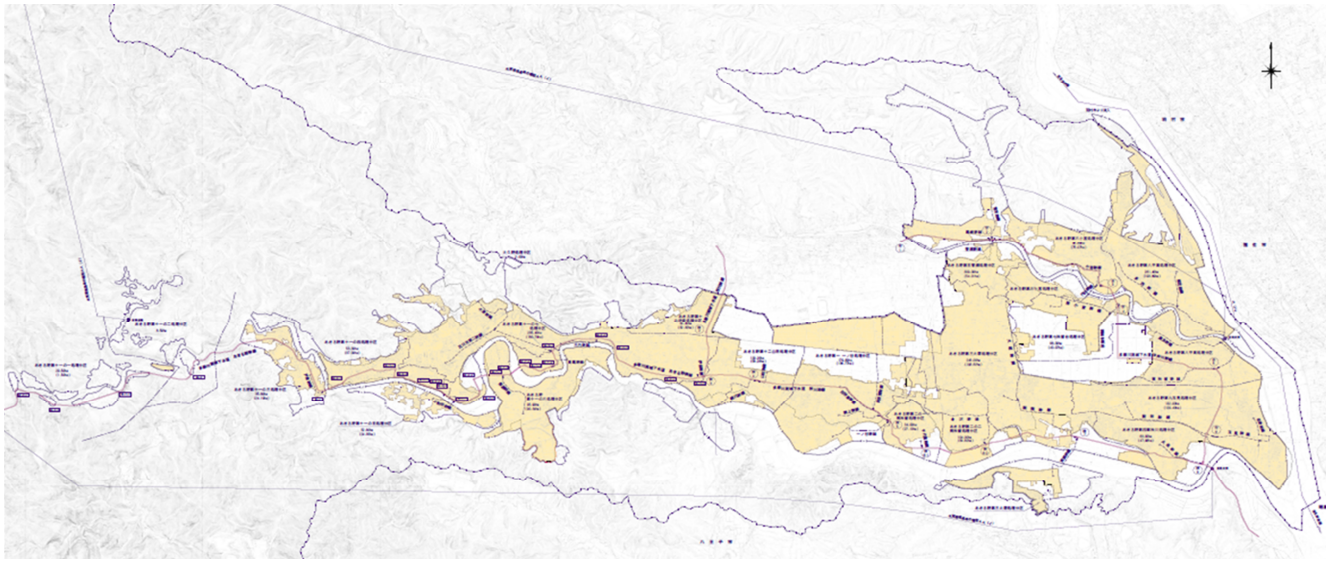

図5　八王子水再生センターの処理区域(東京全域図)

(2)使用料体系の状況

本市の下水道使用料体系は、従量制(累進制)を採用しています。現在の使用料体系は平成14(2002)年4月に変更したものです。

表2　下水道使用料体系(2か月分　税抜)

使用料体系		
汚水の種類	水量区分	使用料(円)
一般汚水	20㎥以下の分	1,060円
	20㎥を超え　40㎥以下の分	1㎥につき　130円
	40㎥を超え　60㎥以下の分	1㎥につき　145円
	60㎥を超え　100㎥以下の分	1㎥につき　170円
	100㎥を超え　200㎥以下の分	1㎥につき　200円
	200㎥を超え　400㎥以下の分	1㎥につき　230円
	400㎥を超え　1000㎥以下の分	1㎥につき　270円
	1000㎥を超え　2000㎥以下の分	1㎥につき　310円
	2000㎥を超える分	1㎥につき　345円

表3　1か月20㎥あたりの使用料の推移(1か月分　消費税込)

区分	公共下水道事業		
条例上の使用料 (20㎥あたり)	令和3(2021)年度	2,013	円
	令和4(2022)年度	2,013	円
	令和5(2023)年度	2,013	円
実質的な使用料 (20㎥あたり)	令和3(2021)年度	2,228	円
	令和4(2022)年度	2,251	円
	令和5(2023)年度	2,236	円

※条例上の使用料とは、一般家庭における　20　㎥当たりの使用料をいいます。

※実質的な使用料とは、使用料単価(使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値)に20㎥を乗じたものをいいます。

(3)組織の状況

現在の本市の下水道に関する業務は、生活排水対策課が担っています。令和6(2024)年度当初現在、生活排水対策課には課長以下10名の職員が在籍しています。

図6　組織体制

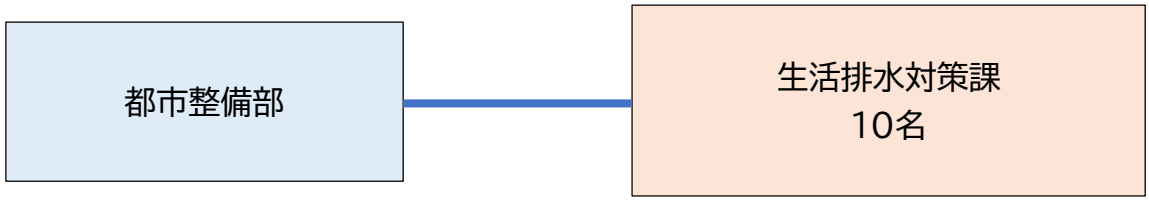

(4)民間活力の活用等

本市では、平成28(2016)年3月に策定し、令和4(2022)年3月に見直しを行った公共施設等総合管理計画において、「PFI・PPPをはじめとする民間の技術、ノウハウ、資金等の活用など、民間企業との協力関係等を構築し、効率的かつ効果的な維持管理の推進に努める」こととしています。したがって、下水道施設の維持管理・修繕・更新等の実施時には、この方針に沿って民間活力導入の検討を積極的に行い、施設機能やサービスの維持・向上を図りつつ、維持管理コストの削減に努めることとなります。

①民間委託

使用料の徴収を東京都水道局に委託しています。また、下水道事業の業務の一部(工事・設計業務、維持管理業務、下水道台帳システム整備)については(公財)東京都都市づくり公社に委託しています。

②指定管理者制度

現在のところ、該当する事業はありません。

③PPP・PFI

現在のところ、該当する事業はありません。

なお、将来的にウォーターPPP等の民間活力の導入を検討しています。

(5)資産活用の状況

①エネルギー利用(下水熱・下水汚泥・発電等)

本市公共下水道事業における該当事項はありませんが、本市が建設及び維持管理の経費を負担金として拠出している多摩川流域下水道では、汚泥処理に対する信頼性向上と効率化を主要施策に位置付け、災害対策として送泥ルートの複数化と相互送泥に取り組んでいます。具体的には八

王子水再生センターと多摩川上流水再生センターが、多摩川の地下深くに横断するトンネルで結ばれ、水再生センター間で相互に送水・送泥が可能となります。これら2つの水再生センターが相互に補完し合うことで、施設の効率的運営が図られるとともに、災害時のバックアップ機能も確保されます。多摩地域の下水道は、東京都の流域下水道と市町村の公共下水道が一つのシステムとして機能するものであるため、全体として環境負荷の少ない下水道となっています。

②土地・施設等の活用

本市においては土地・施設（建物）等を持っていないことから、現在のところ「土地・施設等の活用」については、検討していません。

（6）広域化・共同化について

①広域化

多摩川流域下水道に接続しています。

②共同化

使用料の徴収を東京都水道局に委託しています。また、下水道事業の業務の一部（工事・設計業務、維持管理業務、下水道台帳システム整備）については（公財）東京都都市づくり公社に委託しています。